

資料1

苫小牧交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)

制定平成21年12月22日

改正平成22年11月30日

改正平成25年1月22日

(目的)

第1条 苫小牧交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、苫小牧交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

- 1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 北海道運輸局室蘭運輸支局長
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 苫小牧市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 苫小牧地区ハイヤー協会会長又はその指名する者
 - ② 苫小牧タクシーチケットサービス代表又はその指名する者
 - ③ 苫小牧個人タクシー協同組合理事長又はその指名する者
 - ④ タクシー事業者(タクシー協会等に所属している者を除く。)
- (4) 労働組合等
 - ① 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会(交通労連)北海道総支部ハイタク部会を代表する者又はその指名する者
- (5) 地域住民
 - ① 苫小牧消費者協会会長又はその指名する者
- 2 法第8条第2項に掲げる者(構成員として加えることができる者)
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他協議会が必要と認める者
 - ① 北海道札幌方面苫小牧警察署長又はその指名する者
 - ② 北海道労働局苫小牧労働基準監督署長又はその指名する者

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局を設置する。
- 6 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
- 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 北海道運輸局室蘭運輸支局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置

するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意していること。
 - ② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

8 協議会は、地域計画の作成後は定期的に開催することとする。

9 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

10 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

11 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

タクシー特別措置法の効果検証と
特定地域再指定について

特定地域一覧表

運輸局等	都道府県	特定地域（157地域）
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、 西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、 市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 ※県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
北陸 信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 ※※柏崎市A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、 ※東三河南部交通圏
	静岡	静清交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、 ※浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 ※※東濃西部交通圏、※※東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏、※北勢交通圏
	福井	福井交通圏、※※※武生交通圏

運輸局等	都道府県	特定地域（157地域）
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 泉州交通圏、※河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、※生駒交通圏、※中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、 ※尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、※倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、 久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
九州	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 639地域)

※ :平成22年4月1日指定地域（11地域）

※※ :平成22年10月1日指定地域（3地域）

※※※:平成24年4月1日指定地域（1地域）

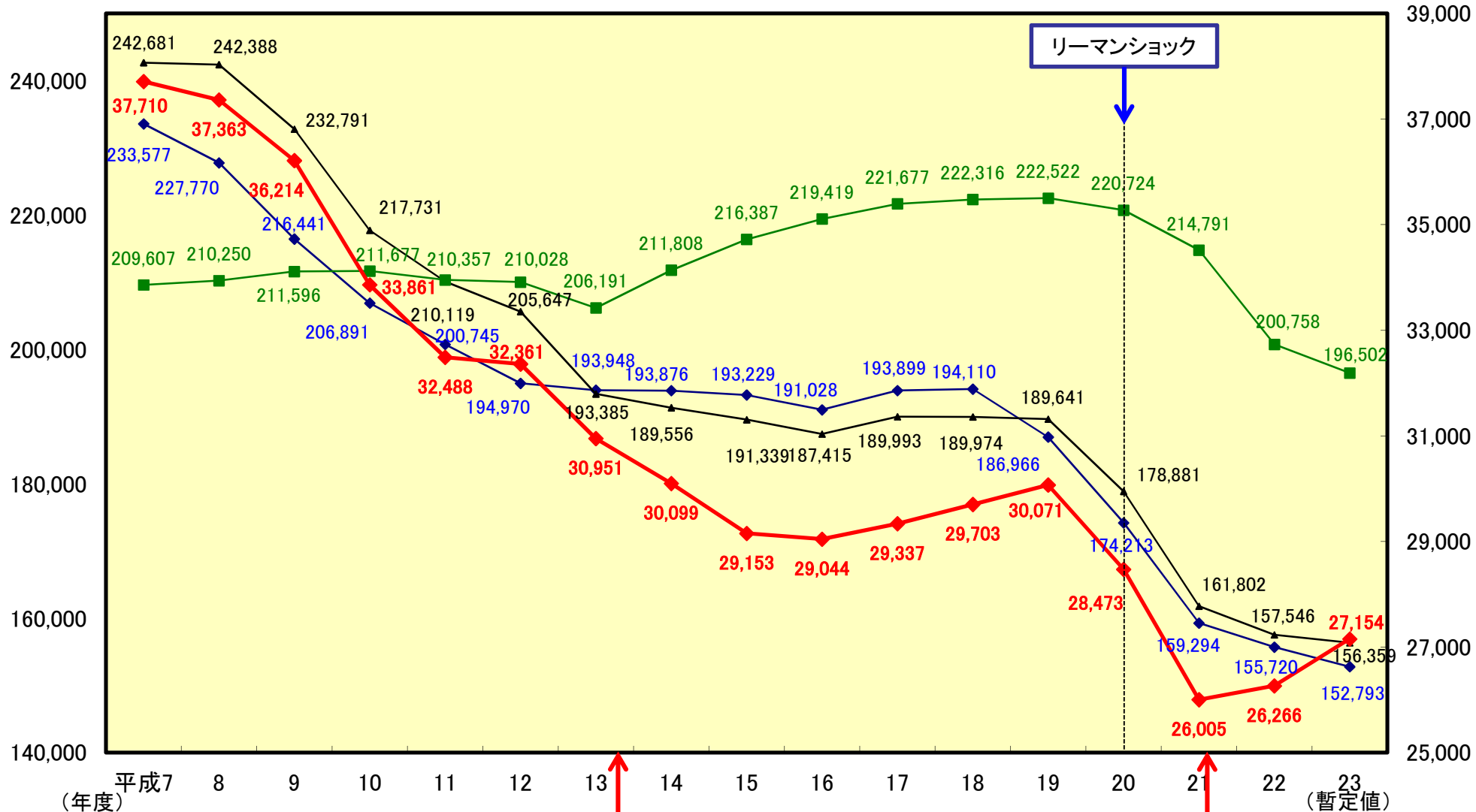
無印 :平成24年10月1日指定地域(142地域)

全国のタクシー事業の経営状況等の推移（法人）

輸送人員
運送収入
車両数

● 輸送人員(万人) ▲ 運送収入(千万円) ■ 車両数(両) ◆ 日車営収(円)

日車営収



※日車営収：実働1日1車当たりの運送収入

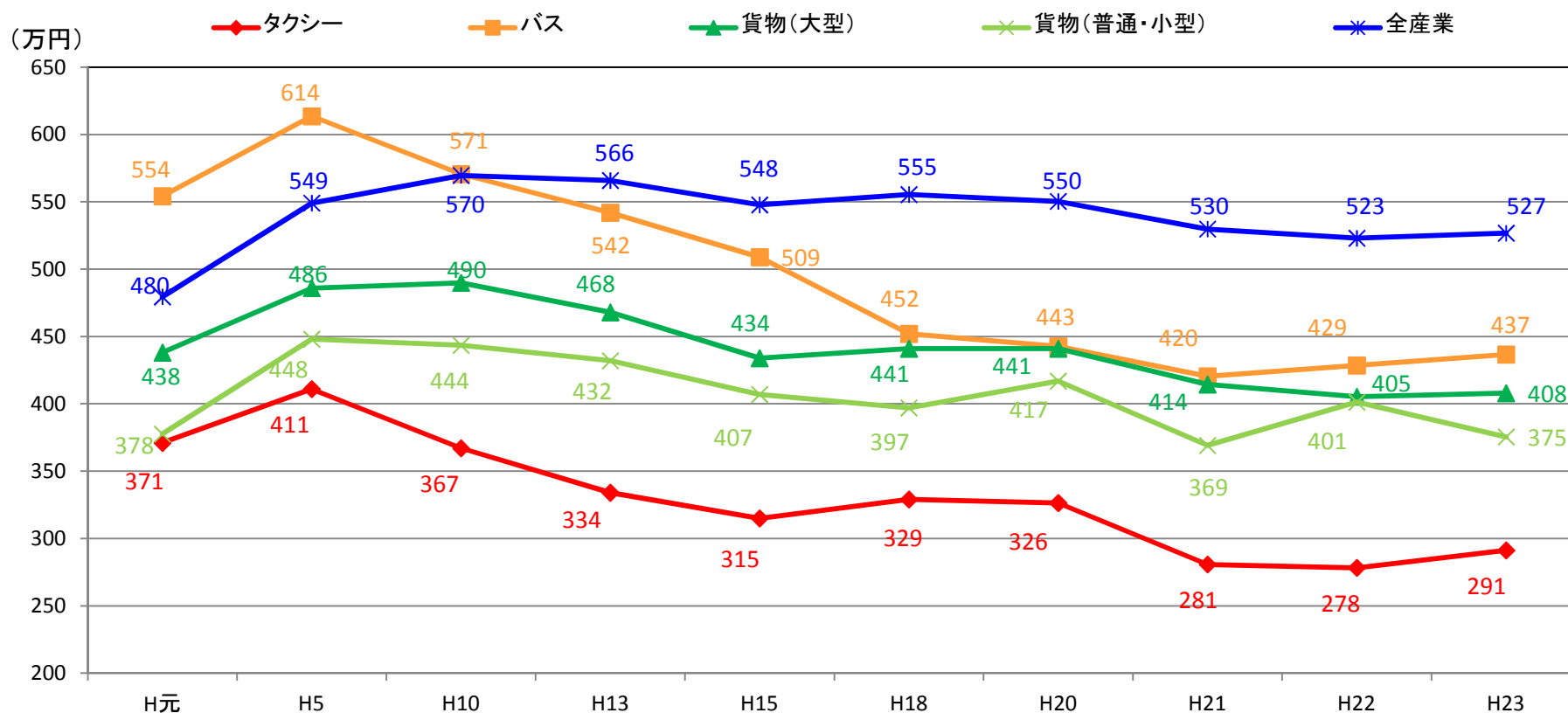
規制緩和(需給調整規制等)

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

業種別年間賃金比較（全国、男子）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より



グラフの定義について

○年間賃金：各年6月分の賃金に12を乗じ、前年1年間の賞与、期末手当等を加えたもの。

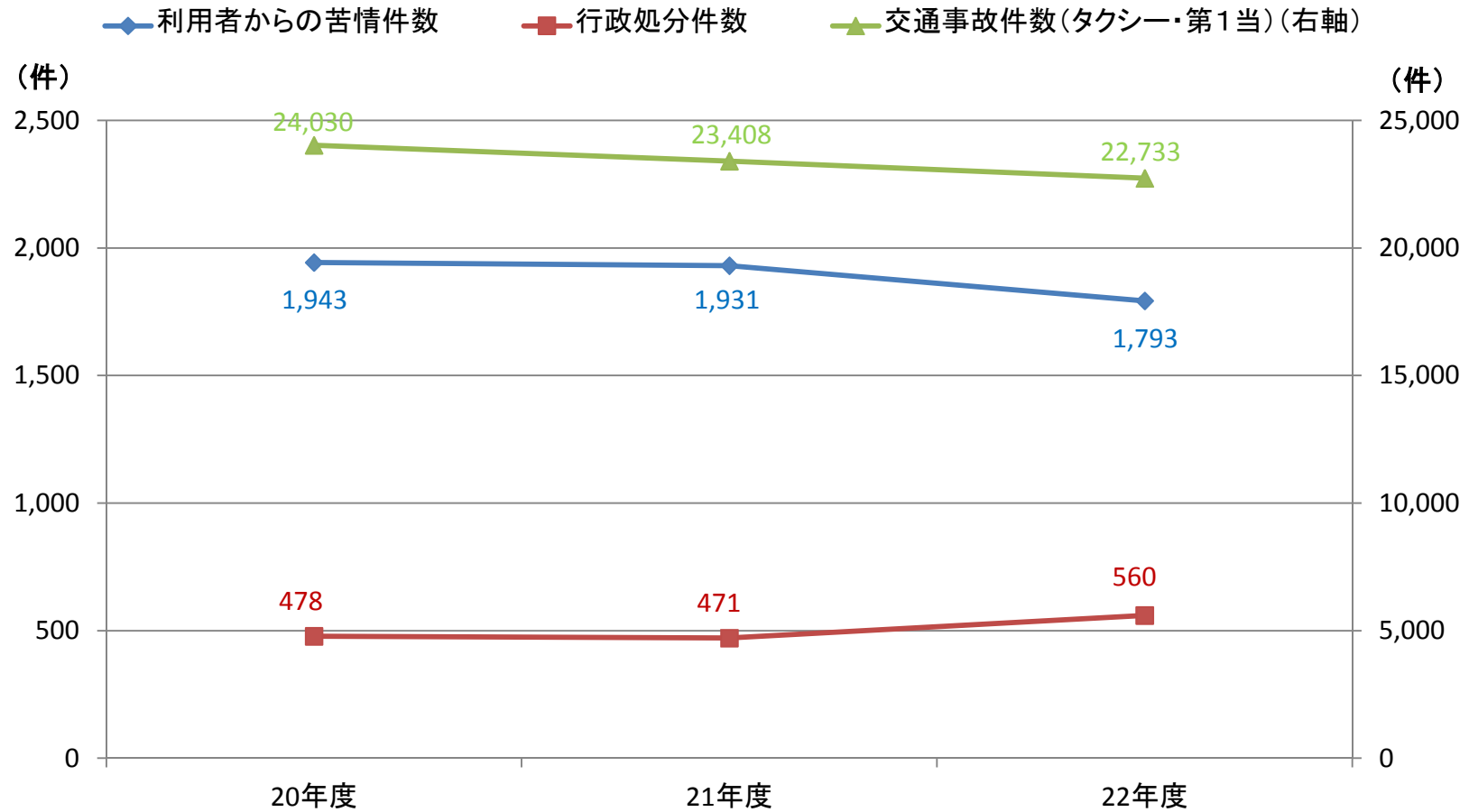
○対象：一般労働者（短時間労働者以外の者）

（短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働日数が少ない労働者。）

※ただし、労働者の区分は各事業者の判断による。

苦情、行政処分、事故について

苦情、行政処分、交通事故件数の推移



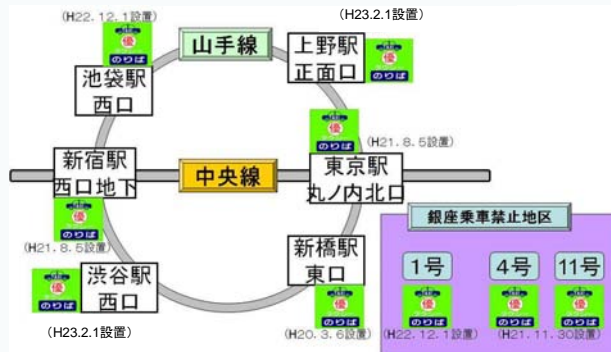
タクシー事業の活性化に向けた取組について

専用乗り場の設置

EV・HVタクシー乗り場：東京1カ所、大阪2カ所
 優良タクシー乗り場：東京9カ所
 プレミアムタクシー乗り場：福岡2カ所

(優良タクシー乗り場)

(プレミアムタクシー)

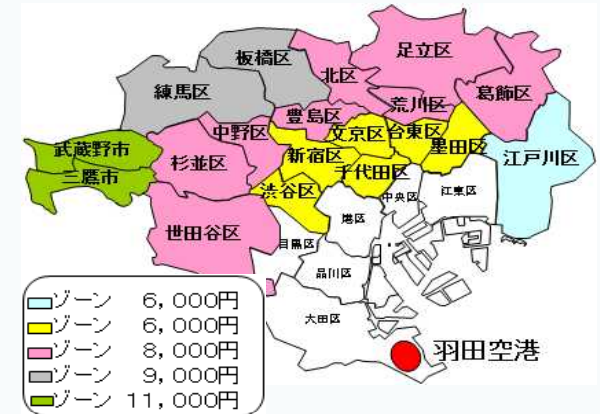


定額運賃の設定

(羽田空港発の定額運賃)

全国の空港定額運賃
 導入事業者数

21年度 562者
 ↓
 24年度 1,243者



UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進

【UDタクシー認定制度】

より良いUDタクシーの構造を標準仕様化
 標準仕様を満足する車両を国が認定

【認定車両(日産NV200バンネットタクシー)の
 導入状況】(全タク連調べ)

平成24年3月31日現在 125社187両

【導入補助】 UD車両 1両当たり60万円

【税制優遇措置】 自動車重量税：免税(初回のみ)

自動車取得税：取得価額から100万円控除



《UDタクシーマーク》



スマートフォン配車

日本交通グループ他
 30都道府県
 全54グループ

東京無線
 協同組合



その他

- ・観光タクシーの運行
(全国各地に認定制度あり)
- ・子育て支援タクシーの運行
(全国125者が運行)
- ・ユニバーサルドライバー研修
(バリアフリー研修)の実施
(約950名受講)

等

特定事業及び事業再構築の
進捗状況について

1. 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)

H24. 12. 31
現在

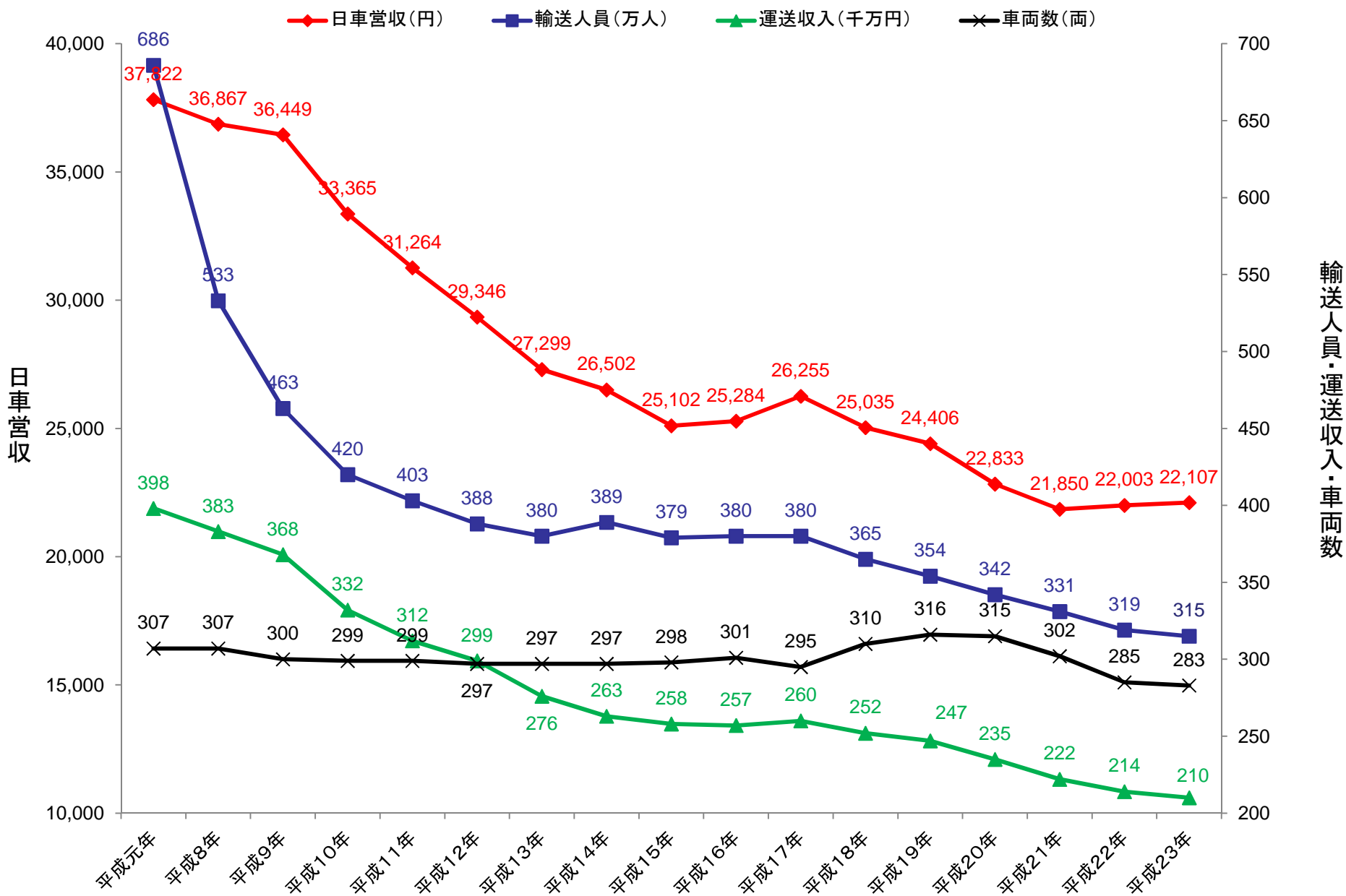
法人タクシー						個人タクシー			
特定事業計画認定申請			事業再構築			対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
9	9	9	5	0	18	0	24	23	23

基準車両数 H20.7.11	H21.9.30 現在の車両数	H21.10.1 ~ H22.4.25 までの減車車両数	H22.4.26(特定事業計画受付開始日)現在車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.4.12以降の事業再構築によらない減車数	事業再構築による減車・休車実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
313	310	11	299	18	1	280	33	10.5%	5.8%

苫小牧交通圏タクシー事業の輸送実績の推移(法人タクシー)

年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		運送収入	
				実車キロ(km)	実車率 (%)	1日1車 当り(km)	輸送回数(回)	1日1車 当り(回)	運送収入 (千円)	1日1車 当り(円)
昭和60年	111,690	108,310	97.0	14,186,977	35.0	131.0	4,628,020	42.7	3,742,674	34,555
平成元年	(100) 111,690	(100) 105,213	94.2	(100) 15,047,334	39.4	(100) 143.0	(100) 4,634,208	(100) 44.0	(100) 3,979,325	(100) 37,822
平成9年	110,646	100,948	91.2	11,068,955	35.8	109.7	3,183,871	31.5	3,679,466	36,449
平成10年	109,321	99,552	91.1	9,846,380	31.9	98.9	2,948,972	29.6	3,321,565	33,365
平成11年	109,406	99,658	91.1	9,126,536	31.2	91.6	2,765,377	27.7	3,115,722	31,264
平成12年	108,677	101,901	93.8	8,729,844	30.7	85.7	2,653,993	26.0	2,990,354	29,346
平成13年	(97) (100) 108,305	(96) (100) 101,237	93.5	(57) (100) 8,599,929	31.5	(59) (100) 84.9	(56) (100) 2,595,980	(58) (100) 25.6	(69) (100) 2,763,619	(72) (100) 27,299
平成14年	108,405	99,329	91.6	8,618,686	32.2	86.8	2,627,598	26.5	2,632,452	26,502
平成15年	108,915	102,621	94.2	8,314,005	31.7	81.0	2,546,956	24.8	2,576,001	25,102
平成16年	108,770	101,619	93.4	8,277,350	31.4	81.5	2,526,357	24.9	2,569,381	25,284
平成17年	110,394	98,963	89.6	8,397,800	31.9	84.9	2,529,708	25.6	2,598,249	26,255
平成18年	110,808	100,573	90.8	8,157,069	32.7	81.1	2,452,551	24.4	2,517,861	25,035
平成19年	114,178	101,079	88.5	8,006,112	32.0	79.2	2,374,384	23.5	2,466,887	24,406
平成20年	115,303	102,787	89.1	7,542,718	30.6	73.4	2,286,601	22.2	2,346,898	22,833
平成21年	112,781	101,734	90.2	7,145,105	30.5	70.2	2,203,200	21.7	2,222,932	21,850
平成22年	105,235	97,196	92.36	6,947,631	27.73	71.48	2,122,165	21.83	2,138,582	22,003
平成23年	(93) (96) 104,037	(91) (95) 96,100	(98) (99) 92.37	(45) (79) 6,818,068	(78) (97) 30.67	(50) (84) 70.95	(45) (81) 2,101,432	(50) (85) 21.87	(53) (77) 2,124,454	(58) (81) 22,107

苫小牧交通圏の日車營收等の推移(法人タクシー)



北海道運輸局公示第60号

(平成14年 4月24日一部改正)
(平成14年 7月24日一部改正)
(平成16年 9月27日一部改正)
(平成16年12月 1日一部改正)
(平成17年 9月15日一部改正)
(平成17年10月 3日一部改正)
(平成18年 1月16日一部改正)
(平成18年 2月 2日一部改正)
(平成18年 3月 2日一部改正)
(平成18年11月10日一部改正)
(平成18年12月25日一部改正)
(平成19年10月30日一部改正)
(平成21年10月 1日一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の
審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本光夫

記

1. 運賃適用地域

運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として北海道運輸局長が定める別添地域（以下「運賃適用地域」という。）において普通車（普通車の車種区分がない地域においては北海道運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）申請については、運賃適用地域ごとに行う。

2. 運賃改定手続の開始等

(1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が7割以上となった場合に、運賃改定手続を

開始することとする。

- (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。
 - ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
 - ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定

- (1) 運賃改定の要否の判定に当たっては、実績年度を基準とし別紙1により行うものとする。

実績年度の期間については、4月1日より翌年3月末日までとする。これと異なる決算期間を用いている場合は、事業期間を4月1日より翌年3月末日までに期間を修正するものとする。
- (2) 原価及び収入の算定に当たっては、運賃改定の要否の判定において運賃改定を行う必要がないと判断される場合を除き、別紙2により原価及び収入の算定を行うこととする。
- (3) 運賃改定の要否の判定において、運賃改定を行う必要がないと判断された場合には、申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

4. 自動認可運賃の設定及び認可申請の取扱いについて

- (1) 自動認可運賃に係る運賃設定及び認可申請の取扱いについて

北海道運輸局長は、上記3.(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする範囲内の初乗運賃額及び当該初乗運賃額に対応した加算距離及び加算運賃額について、別紙3により設定される運賃を自動認可運賃として設定するとともに、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第10条の3第3項の規定に基づき、運賃の認可申請に当たって原価計算書その他運賃の算出の基礎を記載した書類（以下「原価計算書等」という。）の添付の必要がないと認める場合として事前に公示するものとする。当該公示した

自動認可運賃に該当する運賃の認可申請については、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い

自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの認可に当たっては、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

(3) その他

その他自動認可運賃等の申請に対する処理手続等については別紙4による。

5. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて

定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金については、運賃改定時以外においても随時申請が行えるものとし、以下のとおり取り扱うこととする。

この場合において、処理の迅速化を図るため、(1)に規定する申請のうち、運賃適用地域において既に定着（利用者の著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをいう。以下同じ。）していると認められるものについては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示するものとする。

(1) 定額運賃に係る申請の処理

定額運賃に係る認可申請については、乗り場等における利用者の混乱の防止及び運賃の適正收受のための措置が講じられているかを確認の上、距離制運賃との比較で不当に差別的なものとならないかとの観点から審査することとする。

また、当該申請のあった運賃が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況（増収率、運転者1人当賃金上昇率及び運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況等。以下同じ。）を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反（労働基準法違反、最低賃金法違反、社会保険等未加入、道路交通法違反、改善基準告示違反等。以下同じ。）により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

ロ 試行的な割引

事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、地域、利用者等について限定を付した上で認可するものとするが、その他、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

(3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ（廃止を含む。以下同じ。）に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る

考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

なお、認可に当たっては、以下の条件を付すこととともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

① 認可の期限は原則 1 年間とすること。

② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。

③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

(4) 料金に係る申請の処理

料金に係る認可申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可要件に沿って、料金を含めた事業者の収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと、旅客が利用することを困難にするおそれがないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

6. 運賃改定の手続・内容の透明性の確保等

運賃改定の手続・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙 5 のタクシー事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。

7. サービス改善等の指導

運賃改定の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について事業者に対し積極的に指導することとする。

8. 標準処理期間

北海道運輸局長が別途定めるところによる。

附則

1. この公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に申請を受け付けたものから適用

- する。
2. 平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は以下のような取扱いとする。
 - (1) 1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とする。
 - (2) 4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離は免税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
 3. 平成10年5月1日付け北海道運輸局公示第15号の「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則（平成14年4月24日付け北海道運輸局公示第5号）
本公示は、公示の日から適用する。

附則（平成14年7月24日付け北海道運輸局公示第30号）
本公示は、公示の日から適用する。

附則（平成16年9月27日付け北海道運輸局公示第35号）
本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成16年12月1日付け北海道運輸局公示第56号）
本公示は、平成16年12月1日から適用する。

附則（平成17年9月15日付け北海道運輸局公示第41号）
本公示は、平成17年10月1日から適用する。

附則（平成17年10月3日付け北海道運輸局公示第45号）
本公示は、平成17年10月11日から適用する。

附則（平成18年1月16日付け北海道運輸局公示第67号）
本公示は、平成18年2月1日から適用する。

附則（平成18年2月2日付け北海道運輸局公示第71号）
本公示は、平成18年2月6日から適用する。

附則（平成18年3月2日付け北海道運輸局公示第85号）

本公示は、平成18年3月5日から適用する。

附則（平成18年11月10日付け北海道運輸局公示第47号）

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成18年12月25日付け北海道運輸局公示第61号）

本公示は、次回の運賃改定から適用する。

附則（平成19年10月30日付け北海道運輸局公示第53号）

本公示は、公示の日から適用する。

附則（平成21年10月1日付け北海道運輸局公示第59号）

本公示は、平成21年10月1日から適用する。

別添

運賃適用地域名	運賃適用地域
札幌 A 地区	札幌交通圏（札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成 17 年 10 月 1 日に編入された旧厚田村、旧浜益村の区域を除く。）、北広島市）
札幌 B 地区	札幌 A 地区を除く札幌運輸支局管内
旭川 A 地区	旭川交通圏（旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町） 上川圏（上川町、愛別町、東神楽町、東川町）
旭川 B 地区	旭川 A 地区を除く旭川運輸支局管内
函館地区	函館運輸支局管内
室蘭地区	室蘭運輸支局管内
釧路地区	釧路運輸支局管内
帯広地区	帯広運輸支局管内
北見地区	北見運輸支局管内

別添（平成18年3月5日以降次回の運賃改定までの運賃適用地域）

運賃適用地域名	運賃適用地域
北海道A地区	札幌交通圏 （札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村、旧浜益村の区域を除く。）、北広島市）
北海道B地区	旭川交通圏 （旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町） 愛別町、東神楽町、東川町
北海道C地区	小樽市、千歳市、恵庭市 函館市（ただし、平成16年12月1日に編入された旧戸井町、旧恵山町、旧椴法華村、旧南茅部町の区域を除く。）、北斗市、七飯町 室蘭市、登別市 苫小牧交通圏（苫小牧市、白老町） 帯広市、音更町、芽室町、幕別町（ただし、平成18年2月6日に編入された旧忠類村の区域を除く。）、池田町 釧路交通圏（釧路市（ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。）、釧路町） 北見交通圏（北見市（ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市、旧端野町の区域に限る。））
北海道D地区	上記以外の地域